様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号　０４１１３００８１９９

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　福岡県北九州市小倉北区西港町６２番４

氏　　名　九州メタル産業株式会社
　　代表取締役　森山　義洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義　佐賀県知事印

許可の年月日　令和　６年（２０２４年）４月２６日
許可の有効年月日　令和１３年（２０３１年）４月２５日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管を含む）
産業廃棄物の種類
木くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）
以上５種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
積替え保管を行う産業廃棄物の種類
木くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上５種類（石綿産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	鳥栖市永吉町字原田５９８番５			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	9.5㎡	20㎥	2.1m	屋外（鉄製コンテナ）

所在地	鳥栖市永吉町字土取５７３番１			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	60㎡	30㎥	1.5m	屋外（容器なし）

（裏面に続く）

3．許可の条件

なし

4．許可の更新又は変更の状況

令和６年４月２６日　更新許可（優良基準適合）

令和６年４月３０日　変 更 届　代表者の変更　以下余白

5．積替え許可の有無

無

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。